

法務委員會議録 第二十三号

昭和二十八年七月二十五日(土曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 小林 銆君

理事 鍛冶 良作君 理事 佐藤 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君

理事 井伊 誠一君 理事 花村 四郎君

大橋 武夫君 押谷 富三君

林 信雄君 鈴木 幹雄君

高橋 順一君 中村三之丞君

猪俣 浩三君 細迫 兼光君

木下 郁君 佐竹 晴記君

木村 武雄君 岡田 春夫君

出席國務大臣 犬養 健君

出席府委員

国家地方警 齋藤 昇君

警察本部長官 齋藤 昇君

法務政務次官 三浦寅之助君

検事(刑事局長) 岡原 昌男君

法務事務官 齋藤 三郎君

(保護局長)

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小林 貞一君

七月二十五日

委員加藤宗平君辞任につき、その補

欠として牧野賢泰君が議長の名指で

委員に選任された。

七月二十四日

戦犯者の釈放に関する陳情書(高知

県議會議長横山徳郎)(第一二六四

号)

高知地方検察庁並びに家庭裁判所庁

舎建築に関する陳情書(高知県議

議長横山徳郎)(第一二六六号)

戦犯者の釈放に関する陳情書(兵庫
県佐用郡民生委員連絡会会長長見村稚
生)(第一二九三号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

刑法等の一部を改正する法律案(内
閣提出第九〇号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四六号)

○田嶋委員長代理 これより會議を開
きます。

委員長が見えるまで、理事である私
が委員長の職務を行います。

刑法等の一部を改正する法律案を議
題として、質疑を行います。質疑の通
告がありますから、順次これを許しま
す。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 この刑法等の一部を改正
する法律案のねらいは、近時世界の
勢となつております保護観察。こ
ういふ言葉はいいか悪いか知りませ
んが、ただちに受刑せしむるよりも、
執行猶予を広くして、その猶予中の
者を保護することにして、前科者を
だけつくりぬという方針に基いたも
と心得まして、われ／＼も趣旨はたい
へんけつこうだと存するのでありま
す。ところが本改正案を見ますと、
第二十五条ノ二の終りに「保護観察ニ
付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とあ
ります。ところがこうなつておるにも
かかわらず、この法律のうち、ただ
ちに第三条として、この保護観察の制
度は、犯罪者予防更正法の保護観察の

制度にゆだねるということになつてお
ります。ところがこの犯罪者予防更
正法のねらいは、不良少年の感化並びに
仮出獄中の者を保護することが建前
であります。せつかくこのようにして
執行猶予中の者を保護せんとせられる
に、保護の制度において、不良少年並
びに仮出獄の者と同じの取扱いをせら
れるということとは、私は根本的に異
なるものと心得るのであります。この
点は、大臣はどうお考えになつてお
りますか。

○犬養國務大臣 ただいま鍛冶さんよ
ろお話がありました。御審議を願つて
おりますプロベーションのやり方、つ
まり刑務所にあまり長く置かないで、
外へ出して、そうして再びつばな社
会人になつてもらうことをいねがう
という趣旨そのものについては、幸
いに御賛成を得たのであります。その手
段として、別に法律をもつて定むと書
いてあるにもかかわらず、仮出獄者と
執行猶予者を一緒の対象として、一
つの法律に入れたということについて
の御疑問は、私はごもつともだと思
うのです。私どもとしては、このプロベ
ーションの制度そのものは、できるだ
け早く国会の御承認を得て、この制度
に一日も早く日本の社会として着手し
たい、こう思つておるのであります。が、
その手段として仮出獄者と執行猶予者
と一緒にしたという点についてはごも
つとも存じますので、政府において
は、早急に改めたいと思ひます。よく
政府は早急といつてだん／＼遅れるこ
ともございまして、でき得る限り私

はそれに間違ひがないつもりで計画を
進めますが、次の通常国会までに別の
法律にいたしまして、皆さんに御可決
をお願いしたい、まことに政府の都合を申
して相済まないような次第であります
が、それまでは一応この形式において、
この精神を御容認くださる御主張をも
う少し御援用いただきまして、暫時の
間この形式で本精神を御容認いた
い、こう思つたのでございまして。何とぞ
よろしくお願いいたします。

○鍛冶委員 そろそろおつしやればよく
申しませんが、われ／＼一番関心を持
つておるのは選挙違反です。選挙違反
は多く執行猶予になつております。と
ころが選挙違反の執行猶予者は、仮出
獄の方の保護観察と同様の観察をせら
れてはたいへんだし、また観察すべき
ものではないと見ます。しかしこの改正
法から見ますと、そういうものでも
第一回は「付スルコトヲ得」となつて
おります。これは「付スルコトヲ得」
となつておると、たいていはつけられ
るようになると思ふ。その次第二回目
の執行猶予になりますと、これはどう
あつてもつけなければならぬことにな
つておる。せつかく第二回目も執行猶
予にしてもらつて喜んでおるのに、と
んでもない当てはむべからざる保護観
察を当てはめられるという不条理が生
ずることになりますから、私はこの点
非常に考えまして、これを通すとい
うならば、できるだけそういうわくを狭
くしなければならぬという議論が多数
であります。そうなると思つて、この
新しいことを考へて来られたのが消え

ることになります。そこでどうも両立
しない、そこで考えますのは、別に
法律をもつて定めるとありますから、
この改正案はこのまま通しておいて、
この点だけひとつ至急あなたの方で考
えを新たにしましてやつてもらいた
い。そうしてそれができたときにこれ
を施行することにすれば、一番円満に
行くと思つて、大臣の御意向を伺いた
いと思つておるのであります。この
点いかがですか。

○犬養國務大臣 ただいまのお話もこ
れまたしごくごもつともであります。
この法律を御可決願ひしても、實際
上の運用によつて極力御趣旨に沿うよ
うにいたすことをここで公式に言明い
たします。

○鍛冶委員 もう一つこの機会に申し
上げておかなければならぬのは、今の
保護観察制度に対して保護司の待遇が
非常に悪いという切々たる上申書がわ
れわれのところに来ておる。その一部
を読んでみますと、私もよく知らな
かつたが、こういうことを言つて来
ております。保護司に対する慰労金は年
額五百円、但しこれは果連合保護司会
の会費として全部寄付しております。
それから保護観察一名について月額四
十円支給されておる。ところがこれは
更生保護という雑誌が出ておるので、
その代金に充てられておる。しこうし
てパトロールに関する調査事務費は全
然支給されておらない、刑務所からと
きどき呼出しがあつて行くが、この旅
費も一文もあつていない、全部ただ
で、厚生省の母子相談員のごときは年

第一類第四号 法務委員會議録第二十三号 昭和二十八年七月二十五日

額七千五百円の支給があるのに、どういふわけで厚生省と法務省とがこんな違いがあるのでしょうか、こういう上申が来てる。これが事実とすればまことに憂うべきことである。そこで私はそういう不十分なところにこういうものをほめるという考えよりは、ここで新しい制度をつくられたのですから、新しい制度は新しい保険によつてやる。いわゆる新しい酒は新しい皮袋に盛られる考えをもつて、もう少しゆたかな予算をとられて新しい制度をつくられることが最も時宜を得たものである、こう考えますが、この点とくと御考慮願いたい。

○齋藤(二)政府委員 便宜私から申し上げます。保護司の謝金は年額五百円ということになっております。そうして事件を担当された場合に、補導に要する実費を国から差上げる、こういうことになっておりました。その補導諸費は昭和二十四年一件当り二十四円程度でございましたが、漸次ふえて参りました。大蔵省の単価では保護司の方一月百三十円というのが二十八年度の予算になっております。ところが事件を担当せられる方と、事件を担当しておられない方とございまして、觀察所から補導諸費を差上げる場合に、やはり事件の負担状況によつて厚薄があると思ひますので、さようなことに相なつております。いずれにいたしましても、御指摘の通りに、保護司さん方の活動の費用を差上げるのが不十分でございまして、この点については今後十分努力いたしたいと存じております。なお本年度の予算におきましては、この保護制度によつて事件が若干ふえるだろう、こういうことを考えま

して、この補導に要する費用を昨二十七年より若干増額いたしてしております。○田嶋委員長代理 ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕○田嶋委員長代理 速記を始めて。それでは委員会はいしばらく休憩いたします。午前十一時二十分休憩 午後二時七分開議 ○小林委員長 休憩前に引続き会議を開きます。刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。鈴木幹雄君。○鈴木(幹)委員 簡単に二、三点だけお伺いしたいと思ひます。第一点は改正法百五十三条の二の問題であります。この条項のうち「一時最寄の警察署その他の適當な場所」にこれを留置することができる。とありますが、この一時という字句はどれだけの期間をさすのでありましようか。事の性質上長期にわたるとは考えられませんが、大体の解釈を承つておきたいと思ひます。○岡原政府委員 昨日鍛冶さんからも御質問がございましてお答えいたしました通り、勾引状の執行でございましてからのおすから限度があり、大体長くてもその晩というくらいになると思ひます。○鈴木(幹)委員 次に二百九十一条の二の改正案についてお伺いをいたしましたのであります。この簡易公判手続による場合におきまして、原案によりますと、「裁判所は、檢察官及び被告人又

は弁護人の意見を聴き」となつております。私どもはこの問題を考えまして、檢察官の意見を聞かれるのは当然であります。「被告人又は弁護人」と相なつておきて、どちらか一方の意見を聞きまして、簡易裁判手続によることのできるものとなつておるように書いてありますが、これは被告の権利を擁護する意味から申しまして、また被告人が留置をされておられる場合と、被告人だけの同意にあらざして、弁護人がついておられる場合には必ず弁護人の意見を聞くという趣旨に書き直した方が妥當ではないか、かように考えるのでありますが、この点に関する御見解を承りたいと思ひます。

○岡原政府委員 運用上は、この条文でも必ず弁護人の意見を聞くというふうなことになるかと思つておつたのでございますが、疑義がございませうば、その点は若干直すのも一方法かと思ひます。○鈴木(幹)委員 私が申し上げましたように、「被告人又は」とあります。これを「被告人及び」弁護人というふうな趣旨に直しても異議はない、賛成だというふうな御趣旨に解釈をいたしたいと思ひます。最後に三百六十条の二の上訴の放棄であります。この改正規定中には、死刑の判決だけが載つております。これまた私は被告人の立場を考え、その人権を尊重するという意味合いにおきまして、死刑の判決のみならず、無期の懲役、もしくは禁錮というふうな判決を受けた者に対しまして、これを広げた方が、その立場を擁護する上において全きを得るものであると考へる

のであります。御見解はいかがでありますか。○岡原政府委員 そのような見解も成り立ち得ると存じます。○鈴木(幹)委員 これで終ります。○大橋(武)委員 私前回の質疑をいたしました際に、法務当局に対して資料の提出を要求しておきました。これにつきましては、いまだに資料の提出がないことは、まことに残念であります。しかしながら、他の同僚諸君に對します当局のお答え等をだんだん伺つておりました。資料をいただかなくとも、大體のお考えもわかつて参りましたので、あの資料の要求は、この際とりやめにいたしたいと思ひます。なお、資料を見た上でいろいろ質疑を申し上げるということにいたしました。質疑によりまして、おおよそ御回答も想像がつかますので、これもとりやめにいたします。○小林委員長 他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれをもつて終局いたします。この際小会派クラブを除く各派より、共同提案として修正案が提出されておりますから、その趣旨説明を聴取いたします。鍛冶良作君。○鍛冶委員 まず修正案の案文を朗読いたします。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に對する修正案

刑罰法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第六十条第二項の改正規定を次のように改める。第六十条第二項但書中「第八十九

条第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九條第一号、第三号、第四号又は第六号」に改める。第八十四条第二項の改正規定を次のように改める。第八十四条第二項を次のように改める。 檢察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。但し裁判長は、相當と認めるときは、意見の陳述に代へ意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。 第八十九条の改正規定に關する部分の次のように改める。 第八十九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同条第六号とし、同条第四号の次に次の第一号を加える。 五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加へ又はこれらの者を畏怖させる行為をすることを疑うに足りる充分な理由があるとき。 第九十八條第二項の改正規定を次のように改める。 第九十八條第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己の意思に反して供述をする必要がない旨」に改める。 第九十九條の改正規定に關する部分の次のように改める。 第九十九條第二項を次のように改める。 裁判官は、被疑者が罪を犯した

ことを疑うに足りる相当な理由があるとき、検察官又は司法警察官（警察官又は警察吏員たる司法警察員については、国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百八条の二の改正規定を次のように改める。

第二百八条の二 裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件については、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百九条の二の改正規定に関する部分を削る。

第二百九十一条の二の改正規定中「検察官及び被告人又は弁護人」を「検察官、被告人及び弁護人」に改める。

第三百六十条の二の改正規定中「死刑の判決」を「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決」に改める。

この刑事訴訟法の一部を改正する法律案の提案せられました真の理由は、いわゆる占領治下における改正立法として、新しい欧米の法律制度をわが国に輸入せられたものでありますが、遺憾ながら国情に合わないもので、その他実際に適しないものがあるので、それ

を国情に合い、または実際に照して都合のないように改める御趣旨のものと考えておるのであります。われわれもかねて考えておつた改正の点を取上げられたことを、喜んでおつたのであります。ところがこの内容を見ますと、その趣旨も盛られておられますが、どうも検察事務の遂行にあつて便宜なようにだけ考えられまして、われわれが考えておられます人権の尊重、並びに捜査や審理に関する民主的改訂という点には、はなはだ遠いところがあるように考えられるのであります。むしろ職権主義に基いて、旧刑法時代にもどさんとする考え方であるうかとも疑われるものがあること、われわれもはなはだ遺憾とするところでありました。さらにもう一つは、取扱い上はなはだ不便なところのあることは、われわれも認められましたが、それらの点は、特殊の場合、特殊の思想を持つてやつておられる一部の者のやうなことであつて、そのやつておられると都合に違ひないけれども、その不都合を矯正しようとして、一般国民全体の権利を短縮しようというやうな傾向のありますことは、まことにわれわれは遺憾だと思ひます。その意味において、この修正を提出した次第でございます。

まず第八十四条の改正であります。改正案を修正いたしました。現在の刑事訴訟法八十四条に但書をつけることにいたしました。これは、但し裁判長が相当と認めるときには、意見の陳述は書面をもつて出すべきことを命ずることができるとしたのであります。政府原案によりますと、原則として、書面でやらせて、一般の供述権を

なくしようというお考えのようでありませぬ。立法上の問題から考えますと、いろいろ議論はありますが、いずれにいたしましても、現行において供述でき得る権利があるにもかかわらず、特殊の事件の特殊の人々を妨害するからといつて、一般国民の供述権をなくすることは、われわれは首肯できないと考へまして、特にやらなければならぬ必要がある場合は、そのときに限つて、裁判長においてこれを用いたらよろしいという意味で、この修正案を提出した次第であります。

第二は、八十九條の四号を削りまして、これに伴う六十條の条文の整理をいたした次第であります。これはいわゆる新刑事訴訟法において、最も特長とせられべき権利保障の権利を狭めようとする改正でございます。この改正には、たゞさんの改正点がありまして、いろいろ議論はありましたが、特にここに削除いたしました第四号は、「被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき」という表現になつておりました。この多衆という文字に對しても、旧来いろいろ議論があつたものでございまして、これの運用いかにございましては、たいへん広い範圍にわたる危険性もあると考へますから、かようなことで国民に与えられたる権利保障の権利を狭めることは、最も申訳ないと思へまして、この四号を削除することにいたしました。その他の点についても、相当議論もあり、また考慮すべき点もあると思へますが、一応この改正をやつてもらつて、その実情をながめた上で検討すべきものなからうかと考へまして、この程度の修正にとどめたわけでございます。

第三は、百九十八條第二項の修正であります。原案では、いわゆる世上拒否権と言われる権利であります。原案では被疑者に対し「あらかじめ自己に不利な供述を強要されることのない旨を告げなければならぬ」とありましたが、自己に不利であるか利益であるかといふことはいかにもどうも法律的にはあいまいな言葉であります。またいろいろ議論しております。これはお前のために利益だと思ふから、お前に言わたるのになぜ言わないのかと言わたるときに、たいへんあいまいなことになるかと考へます。こゝでこれは議員総体がずいぶん頭を悩ました結果、何人にも最も明瞭にわかるやうにといふので、「自己の意思に反して供述をする必要がない旨を」といふふうに改めた次第であります。

第四は、百九十九條第二項の修正であります。この点も最も議論のあつたところでありまして、要するに政府の答弁を承りますと、本条の修正のねらいは逮捕状の濫発の非難がある。これにこたへての修正であると言われおります。そこでわれわれも考へますところは、もちろんわれわれも過去において濫発ありとし、何とかこれを改正しなければならぬと考へておつたのであります。この濫発を防ぐ、国民の最も信頼する方法は、逮捕状は裁判所において発するものだ。これはいろいろ議論があります。逮捕状は裁判所が発するのではない、裁判所は捜査官に逮捕権を付与するのだといふ。今までの考え方もありますが、裁判所がなるほどこれは犯罪の嫌疑があり、さらにまた逮捕の必要があるとい

うことを認定いたしました。その結果発せられることになれば、国民の最も信頼し、安心し得るものだと考へましたので、この点を修正案において根本的に改正いたしました。裁判所が「明らかに逮捕の必要がないと認めるときは」これは発しないでもよろしいのだといふふうに改めました。従つてこれが十分徹底して行きますならば、逮捕状の濫発といふことは十分防げると考へましたので、あえて検察官に同意を求むるの必要はなからう、こゝういふことでこの点は現行刑事訴訟法の通りとしたのであります。ただ一つ異なりましたのは今までの警察における逮捕状の要求権はいわゆる百九十九條によります司法警察官がやられるといふことで、その警察官なるもの内容のところによつて異なり、警部補はもちろん巡査部長までも要求できるといふやうなことであります。これはよほど重大なことでありますから、相当法律知識もあり、社会常識も円熟したる人に取扱つてもらわなければならぬと考へまして、これを公安委員会の定むるところによつて指定するのであつて、警部以上の者にしようといふこと、かように修正いたしましたのであります。このほか検察官の意見を求めることが必要であるかといふ議論もありましたが、これらは裁判所においてそれを認定する上においての實際問題でありますので、いずれこれに對し裁判所において十分適切なようにしてらつてよろしい、かように考へまして、この点に對する修正はいたしませんでした。これは刑事の良識に期待いたしました次第であります。

次は二百八条の二の改正であります。

す。これはいわゆる検事勾留の期間を十日間とし、さらに事情やむを得ぬ場合はもう十日間延ばせる、こうなつておるにもかかわらず、さらにその上また特殊の場合には五日間延長できるといふ改正なのであります。いろ／＼法制審議会等で議論のあつたことも聞いておりますが、おそらく在野法曹はもろろん、国民の輿論の大多数はこれに賛成するものはないと考へます。この意味においてわれ／＼もこれには賛成いたしたくない。また今までの実情を見ておきますと、十日間が原則であつて、あとの十日は特殊の場合でなかつたらやれないものだと思つておりますが、ほとんど検察庁においてはあとの十日も当然やれるような取扱ひをされておるので、さらにこの五日も当然やれるのだ、めんどろな事件ではないが二十日やれるという頭になりましてはたいへんだと思つて、これには賛成しなかつたのであります。特殊の犯罪については、なるほどこれがなくてはいかぬだらうと思はれるものもありましたので、この意味において犯種を特定いたしました、この五日間だけ延長したことを認めた修正であります。その犯種といたしましては内

乱、外患、国交、騒擾の四つを掲げまして、この犯罪に対してだけやれるというようにいたしました。しかしわれわれはこの犯罪の場合にはやれると修正いたしましたのでありますが、この犯罪の場合には何でも二十五日やれるのだという頭をもつてやつてもらつたのでは、われ／＼の修正の考へ方とはたいへん違ふのであります。この犯罪であつて、しかもやらなければならぬ、やむを得ない事情のある場合に限

るものと十分御注意を申し上げておきたいのであります。次は二百九十九条の二、これは削除いたします。本法を改正しようとしておられます御趣旨は十分われ／＼もわかります。またかようなことも必要であらうかと首肯できる点もないではありませんが、何よりもこの規定でおそれることは、現に捜査に行つた司法警察員みずからの専断の認定によつて確かにここにあると認める、これは「その物の所在する場所が明らかとなつたとき」となつておりますが、明らかとはどういふことか、行つた人の主観で明らかであるというのです。しかししてまたこれを看守するというのであります。これはそのものところでは二日でも三日でも看守せられておつたのでは、現実には家宅捜索よりもえらいことになる。家宅捜索は今状を持つて行つて執行すれば終りなんだが、二日でも三日でも看守されたら二日間、三日間も危険であると思つたので、これを削除することに決定いたしましたわけでありませう。

次は二百九十一条の二であります。この点につきましても、いふん考へなければならぬ点が多々あると思ふ。ことに現在における捜査の実情から見まして、単に被告人が自白したかといつて簡易な手続でよろしいのだという考へ方は相当注意を要するものと心得ますが、これも新しい制度の決定でもありますし、またアメリカ等においてもこれに似たる手続もありませんので、なるべくその弊害のないことを希望いたします。一応試みにやつて

みたらよからうというのでこれを是認することにいたしました。そのかわりここに「裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き」とありましたのを「検察官、被告人及び弁護人の意見を聴く、かように訂正して原案を認めたわけでありませう。一体原案で「被告人又は」として被告人だけであつて弁護人に聞かぬでもよいといふことははなはだ了解に苦しむものがありませう。それにかように修正いたしましたならば、もし弊害ありとしても、幾分なりともこれを矯正できるであらうと考へて、かように修正したわけでございます。

次に、三百六十条の二に「死刑」のみを規定してあります。これは「又は無期の懲役若しくは禁錮」と加えたのであります。この上訴権の放棄につきましても、これは今までのわれ／＼の実情から見ると、いかにも放棄をしいられるような傾向のある場合も認められますので、これもいかにがなものであらうと心得ております。そこへ持つて来て、死刑は除かれたからいふようなもの、無期といふような重刑に対しても放棄が簡単にできるというやうなことにしては、たいへん危険を感じられますので、せめて無期懲役及び禁錮をも放棄できないものとする

ことがよろしい、かように考へてこれに付加いたしましたわけでありませう。以上、修正の諸点に対しては、簡単に説明いたしました。

○小林委員長 本修正案に対し質疑の通告があります。これを許します。岡田春夫君。なるべく簡単にお願いします。

○岡田春委員 簡単にという御希望

でありましたので、できるだけ簡単にやりたいと思つて、御答弁が明確な御答弁であるならば、当然簡単にやるわけでありませう。そういう意味において、ただいま修正案を御説明になりました。御説明を御説明に、委員会の運営の全きを期していただきたいと思つて、まず第一に、ただいま修正について御説明を伺つたのでございませうが、その冒頭におきまして、政府の提出をされた修正案が国情に合わないもの、実情に沿わないような点があつたので、そしてまた、その結果、改正案のままにするならば、民主的の改革の点にはほど遠いもので、旧刑法の職権主義に帰る感のあるものがあつたといふやうな御趣旨の御説明があつたように私は承ります。従つて、今度の修正をなさるのにあたりまして、政府の提出いたしました修正案は、ただいま御説明のあつたやうに、現行刑法を改悪するやうな部分が多分にあつたといふやうにお考へになつたものと考へますが、改正ではなくして改悪するものであつたといふやうに私はあなたの御説明を判断したのでございませうが、この点についてはいかに考へておられますか。

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

○岡田春委員 簡単にという御希望

については、ごく小部分における修正のみしか行われておりません。その他の点についても、例をあげて参りますならば、たくさんございます。鑑定留置の問題につきましては、改正案によりますと、勾留期間のうちから鑑定留置の場合、場合によると除外するといふような改正案文になつておりますが、こゝういふような点等についても十分な考慮が払われておらぬし、幾多例をあげて参りますならば、数限りがなくあるのをごさいます。ただいま私が質問を申し上げておりますのは、修正案に対する総括的な質問でございますので、多くの例はあげません。しかしながら、このように首尾一貫せざる修正を行ふことは、私はきわめて理解に苦しむのであります。従つてこの修正を行われるにあつて、いかなる観点からこの修正を行ひになつたか、この点について具体的な御答弁を願ひたいと思つております。

○**鐵治委員** 今御指摘になつた点は、決して看過したわけではありせん。十分おの／＼考へておる点でありまして、研究に研究を重ねましたが、四派ですか五派の總意といたしましては、これだけにしてこゝうといふことに結論がなつたわけでありませぬ。その意味で、あなたから見れば、あるいは不満の点があるかもしれませぬが、これはお互いの考へ方ですから、これでみな完全なる修正とは私も認めておりませぬが、一応お互いの意思を一致させる上においては、こゝらでなかつたら一致できないものだから、その意味でまとまつたところがこゝうになつた、かように申し上げるほかありませぬ。

○**岡田(春)委員** それでは続いて伺いますが、今度の改正案だけを見ますと、憲法上違反する疑いのある部分相当あつたように私は考へておりましたが、質疑の間においても、私のみならず、各党の委員諸君からさういふ御質疑があつたようでござりますが、鐵治君によつて代表されまします修正によつて、今度の改正案に対する修正によつて、これは完全に合憲的になつたと御判断になりますか。憲法上疑義のある点は、完全に払拭し一掃されたものとお考へになりますか。この点について伺ひたいと思つております。

○**鐵治委員** どの点をおつしやるのか、おそらく八十四条じやなからうかと思はれるのですが、それは十分研究いたしましたして、原案よりもこの修正の方は憲法違反の問題が少くなつた。その意味において、私はもと／＼これを入れたからといつて憲法違反とは思ひませんが、大事をとつてこのよゝな修正にしたわけでありませぬ。従つて憲法違反といふ非難はなからうと思はれております。

○**岡田(春)委員** 合憲的でない面、違憲の疑いのある点については後ほど私は具体的に指摘をいたしたいと思ひますが、ただいま御答弁を伺つておりますと、八十四条についてののみ合憲的であるか違憲であるかといふことについての御判断が加えられたよゝにも私は承るわけでございます。しかしながら、そのよゝな八十四条のみにおける修正でその他残余の点についてはすべて合憲的であるよゝに御判断になつて修正したとするならば、これまたまことに重大な問題であります。大原則

○**岡田(春)委員** それでは続いて伺ひたいと思つて、今度の改正案について政府はいかに考へになるか。特にこの点については、修正案を提出された代表者である鐵治君は、鐵治君個人の御意見であると言われたものの、少くとも提案趣旨の説明の中において説明されましたる文言といふものは、明らかにこれは個人の発言ではないのでありませぬ。

○**小林委員** 岡田君にちよつと御注意しますが、修正案は五派から出ておるのです。政府が出したものでないのです。あなたに対しては修正案に対する質問に限つたわけですから……。

○**鐵治委員** 岡田君にちよつと御注意しますが、政府がどういふよゝに考へるかといふ意味ですか。さういふ意味ならけつこゝうです。ちよつと速記をとめて。

○**小林委員** 岡田君にちよつと御注意しますが、今本会議が始まつておりますから、あなたにはあと十分だけ許します。まとめて質問をやつて下さい。

○**鐵治委員** それでは十分間を越えたら打切つて下さい。私は修正案が明らかにならなければ質問を終るわけに行かないから、打切られるまで伺ひます。

○**鐵治委員** 今御指摘になつた点は、決して看過したわけではありせん。十分おの／＼考へておる点でありまして、研究に研究を重ねましたが、四派ですか五派の總意といたしましては、これだけにしてこゝうといふことに結論がなつたわけでありませぬ。その意味で、あなたから見れば、あるいは不満の点があるかもしれませぬが、これはお互いの考へ方ですから、これでみな完全なる修正とは私も認めておりませぬが、一応お互いの意思を一致させる上においては、こゝらでなかつたら一致できないものだから、その意味でまとまつたところがこゝうになつた、かように申し上げるほかありませぬ。

○**岡田(春)委員** 合憲的でない面、違憲の疑いのある点については後ほど私は具体的に指摘をいたしたいと思ひますが、ただいま御答弁を伺つておりますと、八十四条についてののみ合憲的であるか違憲であるかといふことについての御判断が加えられたよゝにも私は承るわけでございます。しかしながら、そのよゝな八十四条のみにおける修正でその他残余の点についてはすべて合憲的であるよゝに御判断になつて修正したとするならば、これまたまことに重大な問題であります。大原則

○**岡田(春)委員** それでは続いて伺ひたいと思つて、今度の改正案について政府はいかに考へになるか。特にこの点については、修正案を提出された代表者である鐵治君は、鐵治君個人の御意見であると言われたものの、少くとも提案趣旨の説明の中において説明されましたる文言といふものは、明らかにこれは個人の発言ではないのでありませぬ。

○**鐵治委員** 岡田君にちよつと御注意しますが、政府がどういふよゝに考へるかといふ意味ですか。さういふ意味ならけつこゝうです。ちよつと速記をとめて。

○**鐵治委員** 当然入れるべきであつたかどうかは、その人々の判断ですが、議論のあつたことは間違ひございません。しかしさういふ議論は、現在の条文で十分やれるのだ、運用の任に當る者が間違つたやうな方をするのだから、この点を改めさせればよからうといふ

議論で、提出いたさなかつたのであり
ます。

○岡田(春)委員 今度の修正は、改正
案が運用の点を中心とした改正であ
り、それに基く修正であるから、運用
上必要のあることは修正意見として取
上げるのは当然であると思つて、
あります。にもかかわらず、主観的に
おれは入れなかつたのだと、こういう
お話でございますが、この点も、十分
とたいま制限をされましたのであ
り深く御質問をすることをよしまし
て、むしろ憲法違反の点について触れ
て行つた方がいいのではないかと思
います。

まず第一に八十四条の但書の問題で
あります。これは修正点であります
が、憲法の三十四条によると、「何人
も、正当な理由がなければ、拘禁され
ず、要求があれば、その理由は、直ち
に本人及びその弁護人の出席する公開
の法廷で示されなければならない。」と
ある。この憲法の趣旨は、まず大前提
として、いかなる国民も理由がなくし
ては拘禁をされない。そして、もし
この理由があつた場合には拘禁をされ
るといふことが出ている。この理由が
あつて拘禁をされた場合には、要求が
あるならば、公開の法廷において、そ
の理由が示されなければならないと規
定されておるのであります。もちろん
この憲法の規定の趣旨から言うなら
ば、その理由の開示というものは、要
求をするところの本人、弁護人に対し
てわかるものでなければならぬ、こ
れは当然のことであると思つて、こ
の憲法の規定に従ひまして、現行刑訴
法の八十四条においては、第一項 第
二項において規定が行われておりま

す。八十四条の規定の第一項による
と、「法廷においては、裁判長は、勾留
の理由を告げなければならぬ。」、そ
うして第二項として、「被告人及び弁
護人並びにこれらの者以外の請求者
は、意見を述べることが出来る。検察
官も同様である。」と、かように規定し
ております。従つて、この憲法の「示す
という」ことの趣旨というものは、先日
の政府側の答弁、特に岸説明員の答弁
によると、何か、裁判所の開示公判に
おいて裁判長が理由を告げればそれで
用が足りるのかのとき答弁をされてお
りました。これは明らかに誤りであ
ると私は考へております。そうではな
くて、開示をするということ、告げ
ると同時に、これについて意見を述べ
るといふことの二つが入つてゐると考
へるのでございます。これが憲法の趣
旨から考へて正当の解釈であり、しか
も八十四条の第一項の冒頭にあります
「法廷においては」ということは、当
然これは第一項のみを規定するもので
はなく、第二項をも規定するもので
あると解釈しなければならぬと考へ
るのであります。ところが今度の修正
案において、但書において、相当の必
要を認める場合においては、書面をも
つて意見の陳述をさせるという意味に
かえられておるのであります。このよ
うにかえて参りますと、書面の意見陳
述というものは、この前の質疑応答を
通じましてわれわれの聞き得ましたこ
とは、公判の手續を終了して、閉廷後
において、書面の意見の陳述を許す
ということになつておるかのように承つ
ております。そうなつて参りますと、
たとへば但書でございしても、この
点を中心になつて、憲法の趣旨と相反

することになつて参ると私は考へるの
でございします。いわゆる公判の手續に
おいて、憲法の趣旨に反すると私は考
へます。特にこれは運用上の問題から考
へますと、今後の運用の例としては、
但書が但書にならないで、これがむし
ろ開示公判における本則であるかのご
とき運用の弊害を生ずることを、私は
今から予見するにたたくないのであり
ます。こういう意味において、この但
書をつけましたことは、明らかに憲法
に、少くとも合憲的なものとも考へら
れないのでございしますが、この点につ
いてはいかに考へになりますか。
○鑑治委員 今ここで法律論の討論を
やつておつてもしょうがありません
が、岡田さんのような議論もあること
は、私も知つております。そして、あ
なたの議論は傾聴に値することは認め
ますが、われわれはあなたと同一の考
えでなかつた。これだけを申し上げて
おきます。

○岡田(春)委員 次に八十九条の権利
保障について伺います。八十九条の第
四号を削除されたことについても、実
は言いたいのでございしますが、しか
し第六号については、これは私はここ
で名前をあげませんが、自由党の委員の
諸君の中でも、これは削除すべきであ
るといふことの御意見を、私は直接耳
にしたものでございまして、当然自由
党としても削除にきまつておるのだと
言つておられました。にもかかわら
ず、第六号を削除しなかつたという点
について、きわめて不審であります。
この点について伺ひたい。

○岡田(春)委員 その次は八十九条の
七号であります。これは百九十八条の
供述拒否権と関連をいたして参りま
す。供述拒否権の場合には、修正案に
よりまして「自己の意思に反して供述
をする必要がない」というふうに、不
利益以外のことについて、供述を強要
されないための保障が明確になされた
わけでありまして、この点については同
感なのでございしますが、その具体的
例として、権利保障の除外の対象の中
に、第七号の問題が出て参ります。こ
の前の質疑応答の中で一番問題になり
ましたのは、住居、氏名が不利益であ
るかどうかの判断の問題について、相
当政府との間に質疑応答が行われて参
つたのであります。そしてその判断
としては、住居、氏名を言うことは、
必ずしも利益なものとは言えないとい
う一般的な規定が行われたと私は考へ
ておりますが、今度はこの権利保障の
除外理由拡大の中に、第七号において、
住居が氏名かをどつちか言わない場合
には、やはり権利保障の対象にならな
いことに改悪が行われております。こ
の点に触れなかつたというところは、黙
秘権を實質上において制限する効果を
与えられておると思つております。
この点については、なぜ修正案にお
いてお触れにならなかつたか。百九十八
条のみ触れて、八十九条の第七号を修
正しなかつたのは、明らかに私は片手
落ちであると考えるのであります。こ
の点についてはいかがでありますか。

○岡田(春)委員 片手落ちのおしかりを受
けてもやむを得ません。それをぜひ修
正しなければならぬという議論が少な
かつたのであります。

○小林委員長 岡田君、ちようど十分
になりました。他の方が御質疑がなけ
れば、これにて修正案に対する質疑は
終了いたしました。

次に原案及び修正案を一括討論に付
します。討論の通告があります。これ
を許します。田嶋好文君。

○田嶋委員 私は自由党を代表いたし
まして、本案につき修正部分を含めま
して、賛成の意思を表明したいと思います。
本案につきましては、政府提案に対
しまして、われわれ委員会といたしま
しても、人権の立場からながめまして、
相当これを制限するおそれがあるとい
う立場から、十分なる質疑を重ねたつ
もりでございします。幸いにいたしま
して、これらの点に対して、政府提案の
趣旨も明確になり、またそうした非難
にとたえるために、政府も虚心坦懐、
そうした疑いのある部分の修正に対
しましては、のむ態度も明らかになつて
参りまして、今日の修正案をもつてい
たしますならば、人権の立場からこの
程度においてはやむを得ないであろう
という結論を出すに至りました。人権
の面に対して十分なる考慮を払われた
ものというある程度の見通しを持ちま
す今日、われわれはこの案に賛成をい
たしたものでございします。

からいたしても、私たちはこれに満足を感じるものであります。

なお修正案等に対しては、自由党の考えではなく、社会党両派の考え、改進黨の考え、鳩山自由党の考へ等も、ほんとうに気持ちいい立場において一致したわけでありまして、委員会の運営の仕方といたしましては、私は例を見ざる運営であり結果である今日満足を感じながらおこなう次第であります。かかる意味からいたしまして、なお今後注意しなければならぬ幾多の面はありますが、それらの面を監視しながらここに賛意を表するものであります。

最後に私は申し上げますが、大憲法務大臣から、今回の刑事訴訟法の修正案は、占領下における刑事訴訟法の行き過ぎを是正する意味において万やむを得ざる最小限度の修正であるとお言葉をいただきました。これを信じている次第でございます。行き過ぎの点に対して、民権、人事擁護の立場から十分考慮された理想的な刑事訴訟法の修正案が、今後やがて本委員会に出されることを御期待申し上げます。私の討論を終る次第でございます。(拍手)

○小林委員長 鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 改進黨を代表いたしました修正案並びにその部分を除く修正案に賛成の意見を申し上げます。

刑事訴訟法が公訴の提起、公訴の維持を目的といたしまして、その便宜のために、あるいはまた全然別の角度から人権を擁護するという立場から、今回の修正案が提示されたのであります。その内容につきましては、先ほど

綴治委員から修正案の提案につきまして詳細の理由の開示がありましたので、私は差控えないと思っております。私が、私には差控えないと思っております。私が、私には差控えないと思っております。

なおこの修正案におきまして論議の中心になりました、いわゆる検察、警察の権限の問題であります。過去の問題はさておきまして、現実の問題として、捜査当局の間において何らの問題もなくして、円滑に協力関係が成り立つておる現状であります。私は今回の修正案並びにその修正案の趣旨を十分におくみとり願ひまして、この上にも円滑なる協力と連繫のもとに捜査の完璧を期していただきたい。そしてその適正なる捜査と公訴の提起というものはつきりと立てていただきたい。ということをお願いいたします。

先ほど触れられましたが、あるいは弁護権の行使という問題につきましても、幾多の事例から申しますならば、これが歪曲をされておるうらみがあつたのであります。この点を十分に留意をせられまして、この刑事訴訟法

の精神を貫き、これを守つていただくことを当局に要望いたしまして、私の意見の開示を終りたいと思ひます。(拍手)

○小林委員長 猪俣浩三君。

○猪俣委員 社会党を代表いたしました意見を申し上げます。

私どもの党といたしましては、今回の修正案につきましては、全面的に反対をする決意を固めておつたのであります。これは今回のみならず、政府の提案いたしますこの種の改正法律案が、国民の人権擁護という立場からの修正案というものはめつたにない。大體警察とか検察とか、取締ろうとする方の、刑罰権を行使しようとする人たちの、あるいは裁判官の便宜の上に立脚いたしました立案し、それが修正となつて出る傾向がある。今回におきましても、大憲法務大臣が率直に認められておる通り、そういうわれわれの人権擁護の立場から、ほんとうの真実を見の立場から改正を要すると思ひます。刑事訴訟法には、四年半の実績によりまして相当の改正を要すべき点があることは、政府の説明をまつまでもなく、ここに委員として列席されておる方は大半弁護士であつて、前線に活動いたしておられます。法曹家でありましては、みな痛感せられておるはずであります。しかしわれわれが痛感いたします修正の要点は、今政府が提案せられたようなものじやない。先般も申しましたように、裁判の審理の状況から言ふならば、裁判の審議を集中的に、継続的に、口頭弁論主義を貫いて、真実を発見するにいか

と、一箇月、二箇月たつてから裁判が行われ、ほとんど書面審理になつてしまふ。こういうことを是正して、なまなましい口頭弁論の、そのまだ影響の消え去らぬうちに判決をするにはどうした方がよからうかというような問題については、どうもさつぱり原案に盛り込まれておらない。あるいは証拠法のみを証拠として認めるというやうな、幾多の問題があるのであります。こういう証拠法なんかに対しましては、何らの考慮が払われておらぬ。あるいは起訴状一本主義につきましては、これは本法制定当時から問題があつた。そういうことには何ら触れておられませんが、そうして政府側で最も力を入れられた点は、捜査権限、捜査請求権を検察庁である程度握るか、警察が独立してできるかというやうなことで、非常な御熱意を持つて、この層の甲論乙駁、それにまた影響せられたら、委員の中にも甲派、乙派、ばかげ切つた話だと思ふ。事いやくもなわ張り問題になります。警察法の改正のときもそうだ。あのときは警察内部、自治体警察、国家警察、これが醜態の限りを尽して争つた。今度は検察庁と警察になると、警察が一本になつて検察庁とやる、こういうことばかり血道をあげておつて、国民の一人一人擁護なんということはどこに行つてしまつたのかわけがわからぬ。かような根本態度に対しまして私どもは多大の疑念を持ち、さればこの案に対しましては全面的に反対をいたします。態度をきめておりました。いろ／＼審議を尽くしまして、各党の諸君からも意見の調整が出され、私どもは涙をのんで同意をせざるを得ないやうになつた。それは最も不可解なる二百十九条の二差押え合状を持つて甲の家へ行つたところがそこになければ今度乙の家を監視するやうな突如の場合に引きましては重大なる人権蹂躪を引起す、こういう規定をひそかにこの案の中に織り込んだこと、新聞もあまり書き立てない、みなうっかりして警察と検察庁のなわ張り争ひの方にばかり目を転じておる。そのうちにちよつとこ

ういふものを入れるという巧妙なやり方でありまして、これが通過いたしましたらば、実にゆゆしき問題を起す。そこで私どもは何ともしもこれを取除かなければならぬというところに入りました。そうして忍びがたきを忍びという言葉がありますが、ある程度はかりこれを消してしまふためには、わが党のみでやつておるのではありませんで、ほかの党の多少のごきげんもとらなければならぬ、なおまた二百八条の二、五日間の拘留延長のごときはすでに自由党と改進黨の諸君は了解ができておる。そうするとこれが多数になるのでこれがそのまま通られますと、われわれははまつたく自分たちの働きというものが何ら効果を現わさぬことになりまして、これも何となくか少しでもわれわれの考へに近づけるやうに修正しなければならぬと考えられます。多少譲つた点も出て来たのであります。もちろん政治は妥協であります。がゆえに、ある程度の妥協を必要といたします。ところが日々の審議にあらずつておらぬ党の幹部その他国会対策委員におきましては、了解い

て同意をせざるを得ないやうになつた。それは最も不可解なる二百十九条の二差押え合状を持つて甲の家へ行つたところがそこになければ今度乙の家を監視するやうな突如の場合に引きましては重大なる人権蹂躪を引起す、こういう規定をひそかにこの案の中に織り込んだこと、新聞もあまり書き立てない、みなうっかりして警察と検察庁のなわ張り争ひの方にばかり目を転じておる。そのうちにちよつとこ

たしかねる態度でありました。本日実はこの修正案を基本として説明いたしましたところが、国会対策委員会においてはそれを否決いたしました。全面的に反対せよというような決議に相なりました。そこで私は非常に驚きまして、それでは私どもは辞職しなければならぬ。左右の社会党ともよく話をし、各党とも話をして修正案までつくつた際に、これに反対するということになれば自分はやめなければならぬという説を持ち出して、ようやくにやむを得ないということを得たのであります。そこで何ゆえにかような私のことををる申し上げるかと思つて、この案を生むに付きましては政府当局も相当の御不満があるだろうと思つたことにならぬ。警察と検察は、どちらにしても何か多少御不満があるかも知れませんが、私も、私もといつたしましては今申し上げましたような、ほとんど自分の地位をかけたような問題まで追ひ込まれた修正案、それをやるについて皆さんの御顔も立てなければならず、ここに修正案を出すことに同意いたしました。その経過をよくお含みくださいまして、われわれの今ここに言う時間のない、われわれの心中の苦悶を十分に御体得くださいまして、これは今後のこの法案を生かす上について、また将来の精神なり修正案を出す点につきまして、今日の私どものこの状態をよくお含みとってくださいまして、われわれの気に入ることのできるような案を今から準備していただきたい。さようにしてせつやく皆さんに御協力いた

して参りましたわれわれの立場がなくなるようなことのないように、これは警察の方々、あるいは検察の方々、どうか申し上げるのであります。なお警察と検察の問題につきましては、私どもは大体において権力の方針に従つて、あまりこの問題については実は深入りいたしませんで、われわれをあまりがどうなりまして、われわれをあまり恨まぬようにしていただきたい。しかしこれは警察側の面子は相当立つたことを望み、私どもが警察側に要望したいことは、いつも申し上げますように、たとえれば破防法に関する検察側の訓令が……。

○小林委員 猪俣君に申し上げます。約束の時間を大分過ぎておりますので結論を急いでください。

○猪俣委員 これは破防法に関する検察側の指示に対して警察側の相対的な不満のようございませぬけれども、私どもの破防法を審議いたしましたその当時における法務大臣の立場を考へますと、無理からぬ点があるのであります。これは徹底的に人権蹂躪になる、言論圧迫になる、自由を束縛するものであるというのを徹底的にやらせまして、その当時法務大臣は絶対にそんなことをしないと再三再四国会において言明された。委員会において、そういいたしませんか、もし警察側がそれがわからぬで破防法なんかにつきまして無理な逮捕をいたす、逮捕するということとは新聞に出ますし、たいへんなこれは人権の問題なのであります。四十八時間だからいいというわけに行かぬのであります。その検察庁と

もし何ら連絡なしにどん／＼警察側が逮捕していいということになりますならば、法務大臣の立場というものはどうしようもないと思つて、国会に対しては責任を負つておられる、ところが国会に対して何らの責任のない公安委員会などが運営をやつておられます自治体警察、国家警察が、捜査官の何らの指示もなしにどん／＼破防法をもつて怪しいと思へば片づけられたら、責められるものは法務大臣、やるものは警察官、警察は独断でやり得るということになります。国会がこれを問題にしようと思つたつて、公安委員長をここに呼び出して責任を追究するわけにも行きませぬ。さような事情であります。がゆえに、この大犯罪、あるいは破防法というふうな思想犯罪、その他全国共通の犯罪のようなものにつきましては、私はイギリスの警察と検察のやり方のごとく、犯罪の種類によつて検事にある犯罪については集中的に権限を持たせるようにしたいんじやないかと思つておりますが、そこは将来の研究問題でありませぬけれども、とにかくこれは検察側と緊密な連絡をとります。警察の解釈に対してはなほ疑問の点が多々ある。鹿地君の逮捕問題だつてそうであります。電波法第四條の幫助罪くらいのもを何ゆえに逮捕しなければならぬか、検察側は逮捕する理由はないというにかかわらず、警察側は逮捕しなければならぬ、逮捕しなければならぬと無理やりやつておられる。そういう場合に法律の経験と知識のある検事がある程度まで常識的に考へましても適正な判断ができるし、警

察は感情問題になる。鹿地問題なんてまったく感情問題だ、これは齋藤さんにあつてお聞きしてみたいと思つて、まったく感情問題でこういうことをやつて、きよりの流荒新聞にまた記事が出ておる。

○小林委員 猪俣君、結論をお急ぎ願います。大分時間が過ぎております。

○猪俣委員 まあ、さような次第であります。これは十二分に御協力願つて、そして円満なる捜査権の発動をするようにしていただきたいと存じます。どうぞなお警察と検察と相協力いたされまして、そこに政府、法務省一般に協力されまして、真に民主的な人権擁護に即しましたる、そして審判を適正ならしむべき方途につきまして、十二分なる御検討くださらんことを切にお願ひいたしました。万やむを得ず、涙ながらに賛成する次第であります。(拍手)

○小林委員 井伊誠一君。

○井伊委員 私は日本社会党を代表いたしまして、各派共同の修正案、そのほか政府原案に賛成の意を表したいと思つております。

今度提出せられたところの刑事訴訟法の一部改正は、相当広範囲にわたつてこの改正が行われることになつておるのであります。しかしこれを大體に見ますならば、すでに先に実施しておる現行法そのものが、その運営において実際上支障を来すので、円滑にこれを持つて行くことのため、これが困難なる面をまずもつて修正しようとするところにあると思つて、そのところには、おのずから国民

の権利伸張を制限しなければならぬような面が随所に出て来るということ、これは、これもこの法案全体の著しい特徴であると思つて、このところに現われておりますところの権利保釈の除外事由の拡張であるか、あるいは拘留期間更新制限の除外事由の拡張のごとき、これはもとより捜査において必要を感じて出て来るところのものではあるけれども、しかしこのことは、すなわち捜査面における便宜のため、国民の自由なる権利というものをだん／＼狭めて行くところの一つの例であります。われわれはこういうことについては、この今度の改正案は、憲法上から見て、この刑事訴訟法の行き過ぎになつておる点を根本的には感じておりながら、その点には全然触れないという趣意で今度の提案されておるけれども、実はその点に触れないで、おいて、そうして小出しにその点を演繹しつつあるというのを見るのであります。この点についてわれわれは非常に憂慮いたしておるのであります。またその点ではない、その検察官の勾留事由の開示後におけるその意見の陳述のごときは、必ずしも憲法三十四條そのものに抵触するといふものとは解しないけれども、しかしその憲法の……。(発言する者あり)

○小林委員 静肅に願います。

○井伊委員 刑事訴訟法が特に与えておるところの国民の権利なのである。これを創設した当時の事情と、それから憲法につながる国民の権利を保護する関係から見れば、今日といえども、法理論は別として、特に切り離してしまわなければならないということでは考えられない。しかし、これに対し

て特にこれを書面審理によつてかえて行くというようなことをしなければならぬ事情については、これは説明によつてわかつてもいるのであるけれども、しかし政府原案が、端的に公判廷において口頭でその理由を陳述するところの国民の権利を制限して、書面によつてこれをやらせるといふふうにするのは、これは著しい変更になると思ふのであります。私はこの点などについて、今度の修正によつて必ずしもこれは賛成はできない。こういうふうなことがあると、その運営が円滑に行くかというならば、むしろこの問題のごときは、書面によつて他の場合において意見を述べることができるといふ、そのやむを得ない立場に置かれるところの被告人は、これがあるいはむしろ別な方法によつて争つて行くという道を開くのではないかと思ひます。

○小林委員長 井伊君に申し上げます。結論をお急ぎ願います。

○井伊委員 そういふようなことであつて、一つの道を便宜のためにふさぐといふことは、完全なる方法ではない。私は、ただ当面のわずかの実験において出て来たところのものを、その捜査あるいは審理に都合の悪いといふためにのみ急速にこの法律改正をして行くといふことに、非常に警戒すべきものがあると思ふのであります。時間がありませんから申し上げませんが、この新しい意図を取入れられますところの簡易裁判の制度も開始されたのでありますけれども、この制度につ

きましては、たれしもまだやつていないのでありますから、多くの批判はできませんけれども、このことの憂えられる点は何であるかといへば、修正によりましては、検察官もあるいは被疑者も、その弁護人も、意見を述べることのできるように修正はできたのでありますけれども、そも／＼それらの三者が、被告人みずから認めておるといふものを、どうして一体そうであるかといふ意見が立ち得るであらうかといふことで、事実問題としてはそれではできないのであります。その段階においてただちに解決に入るというふうな制度が、やがてその制度に移つてから後に、これは疑わしいといふことになれば、もう一べんもどつて来なければならぬといふようなことになるのではないかと疑いを持ちます。こういうふうなことであります、その意図せられるところは非常にいいと思ひますけれども、ために、むしろ多くの時間を要するようになつて、むしろ手数を要するのではないかといふことを考へるのであります。あわせてこれが実は風をなしてやすきにつくといふことの危険を私は案ずる。それでなくとも裁判所においては多くの問題を控えて滞滞を来しておるといふ場合に、この制度が設けられるのは、さだめしそれによつて手を省こうといふ意図だと思ふのであります。それがために真実の発見が簡略にせられるという危険が十分にあると思ふのであります。こういうふうな点については、なおいろいろ意見がありますけれども、しかしながら今日は根本的な修正をしようといふわけではなく、さしあつたての問題を修正して、その適当な処置によ

つて誤りなからしめるための改正でありますので、われ／＼は大体においてこれに賛成するといふふうにいした次第であります。修正案はすなわちその趣意に基いてきておる。われ／＼もこれは賛成するところなのであります。

○小林委員長 木村武雄君。

○木村(武)委員 私は自由党を代表して、改正案並びに五派の共同提案になつております修正案に賛成の意を表するものであります。

民主政治の基調は人権の尊重にありますが、現行刑事訴訟法をこのままにしておつては、真の人権尊重は行い得ないといふことは輿論になつております。かゝるがゆゑに根本的な修正は輿論となつておりますが、自分の都合のためにはえてかつて憲法を解釈してみたりすることの平氣な吉田内閣のもとでは、根本的な改正はとうてい行へないのであります。こう判断いたしましたために、やむを得ず修正案がまんして賛成の意を表したものであります。

○小林委員長 岡田春夫君。

○岡田(春)委員 私はこの改正案並びに修正案に対して反対をいたします。先ほど質疑をいたしておりました、特に重要な問題について触れたいと思ひましたが、この点に入りません前に委員長から突如力をもつて質疑を差押えられました。しかもこの点についてはあとで述べてもらいたいというお話でございましたので、私は一応黙つておりました。たゞいま私の番が参りましたので、その点について触れてみたいと思ひます。

びに修正案については、先ほど猪俣委員の発言がありました。さすがに猪俣委員は長い問答曹界で活躍せられた方でありまして、前半においてはきわめて傾聴すべき御意見があつたのでございまして。ところが遺憾ながら後半において賛成をするといふようなことになりまして、私は非常に残念でございまして。今度の修正案においてもきわめて首尾一貫せざる面がたくさんございまして。従いまして、今度の修正案において練られた点が修正されずにそのままになつております。その一例として特に憲法違反が明確に考えられるものについて触れて参りたいと思ひます。この点については、遺憾ながら質疑の段階においても私以外の方からはあまり触れていただくことができなかったものであります。二百八十六条の二というものは「被告人が、正当なる理由がなくて出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、公判手続を行うことができず、すなわち被告人が出廷しない場合においても、裁判所は公判を続けることができる」といふことこの文章において三十七条によりまして「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」といふことを明文化しております。従つて公平な裁判所の公開の法廷における裁判というものが根本であります。そういう権利があるのに、本人が出ないからといつて欠席裁判をやるのは明らかに秘密裁判である。しかも出廷しないという判断をやるのはだれかといふと、この条文上から出て参りますのは、その被告人を拘束いたしております。拘置所の監獄官吏が判断することになつておる。拘置所というものは本来第三者がその内容について知ることができない。この内容を知ることができない中において、しかも被告人と相對する当事者ともいふべきものの判断において不出廷のままに欠席裁判を行うようなことは、旧刑法にもそのような事例はない。旧刑法においては、なるほど拘束されざる被告人、たとへば保釈になつた被告人が出廷しない場合の公判の手続等はあつたやに記憶しておりますけれども、拘束された被告人が出廷しないのに公判手続を行うようなことはないのであります。しかも憲法においては公正公平なる裁判所において公開裁判を受ける権利を有するといふ明文上の最低の保障があるのかかわらず、修正案においてもあえてこの点に全然触れておらないといふのは、これは明らかに憲法違反であるといわなければならぬ。しかも先ほど質問のときに申し上げましたが、勾留理由開示の裁判の場合においても、意見の陳述は当然憲法の上において保障されているものと解釈すべきなのであります。しかし混乱を来すといふ理由のもとに但書をもつて書面による意見の陳述をさせるがごときは、これまた私は憲法違反のそしりを免れないと思ふのであります。先ほど百九十八条の供述拒否権についての修正が行われておりますが、片手落ちにも八十九条の第七号においては、實質的に秘密権を制限するかのとき、住所が氏名がわからなければ権利保障の対象にならないといふ点については何らの修正が行われておらない。こ

いう点を考えてみても、今度の修正案というものが片手落ちであるというところが明確になつておるのであります。われわれはその意味においてもこのよ...

逆行である。これは明らかにファシズムへの第一歩の足がかりを披げたものと言わなければなりません。私はこの...

な弾圧的な欠席裁判の秘密裁判について、あくまでも反対をする。以上申し上げます。 ○小林委員長...

承のことでありますから、これを省略したいと存じます。(拍手) ○小林委員長...

同つておきたいと考えます。 ○犬養國務大臣 佐竹委員にお答え申し上げます。 たいま数々のお尋ねの点は、御承知のようにかねて本委員会におきまして...

昭和二十八年八月五日印刷

昭和二十八年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局